

公益社団法人岩手県トラック協会 表彰規定

(表彰の目的)

第1条 この規定は、公益社団法人岩手県トラック協会（以下「協会」という。）の運営並びにトラック運送事業の健全な発展と社会的地位の向上に功績のあった者を表彰することを目的とする。

(表 彰 者)

第2条 この規程に定める表彰は、公益社団法人岩手県トラック協会会長（以下「会長」という。）の名により行う。

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、次の通りとする。

(1) 感 謝 状

(2) 表 彰 状

2 表彰には賞金または副賞を附与することができる。

3 感謝状は、次の者に贈呈する。

(1) 協会の会員であるトラック運送事業者の役員

(2) 協会及び協力団体等の役員

4. 表彰状は次の者に贈呈する。

(1) 協会の会員であるトラック運送事業者所属の運転者及びその他の従業員

(2) 協会及び協力団体等の職員

(被表彰者の選考基準)

第4条 被表彰者は次の基準により選考するものとする。

(1) トラック運送事業の役員

協会の会員であるトラック運送事業者の役員として13年以上その業務に精励し、当該事業の発展に寄与しその功績が顕著な満48歳以上の者。

(2) 協会及び協力団体等の役員

協会及び協力団体等の役員として8年以上その業務に精励し、トラック運送事業の発展に寄与しその功績が顕著な満48歳以上の者。

(3) 協会の会員であるトラック運送事業者所属の運転者及び従業員で次に該当するもの。

ア) 危険を顧みず職責を遂行し、または重大事故を未然に防止し、その功績が顕著な者。

イ) 有益な発明、考察、改良又は研究を行い、運送事業に著しい貢献をした者。

ウ) トラック運送事業の運転者として10年以上勤務し、成績優秀であって現在所属する事業所に5年以上引き続き勤務している者で責任事故皆無のものとする。

エ) トラック運送事業の従業員として15年以上従事し、所属する事業所に5年以上引き続き勤務している者。

(4) 表彰者の制限

当該年度当たりの表彰者数はその会員の協会届出車両数を基準として、100両以上6名、50両以上100両未満 4名、30両以上50両未満 3名、30両未満 2名、10両未満 1名以内に制限する。

(5) 協会及び協力団体等の職員

協会または、協会の会員が主な構成員である協力団体等（以下「協力団体等」という。）の職員として10年以上勤務し、その業務に精励し、当該事業の発展に著しく寄与しその功績が顕著な者。

(6) 協力団体等

協力団体等であって、その活動が積極的で優秀な成績を収め、他の模範となるもの。

(被表彰者の推薦)

第5条 被表彰者を推薦しようとする者は毎年度3月末日までに、次の書類を会長宛に提出するものとする。

- (1) 功績調書（別紙様式）
- (2) 履歴書
- (3) 運転者及び運転免許所有者は、自動車安全運転センター発行の無事故無違反証明書
- (4) その他選考の資料となるもの

(被表彰者の選考及び表彰)

第6条 被表彰者の選考は理事会において行い、通常総会において表彰する。

(特 例)

第7条 第4条に掲げる選考基準の他、トラック運送事業の社会的・経済的地位の向上に寄与したと認められる者があったときは、正会員からの申出により前条の規定にかかわらず会長はこれを表彰することができる。

(再表彰の制限)

第8条 第4条(3)ア、イ)及び前条の該当者を除き、既に表彰されたものは再び表彰することができないものとする。

附則

- 1 この規程は昭和55年11月17日から実施する。
- 2 この規程は平成25年12月1日から実施する。